

新 城 市 議 会

総 務 経 済 委 員 会

令和6年12月16日（月曜日）

総務経済委員会

日時 令和6年12月16日（月曜日） 午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

第130号議案	「質疑・討論・採決」
第138号議案	「質疑・討論・採決」
第141号議案	「質疑・討論・採決」
第142号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（9名）

委員長 竹下修平	副委員長 小林秀徳			
委員 齊藤竜也	佐宗龍俊	小野田直美	村田康助	山口洋一
鈴木達雄	滝川健司			
議長 長田共永				

欠席委員 なし

説明のために出席した者

総務部、産業振興部、消防本部、鳳来総合支所、作手総合支所の課長職以上の職員

事務局出席者

事務局長 鈴木隆司 議事調査課長 阿部和弘 書記 山本弘美、請井悠人

開 会 午前9時00分

○竹下修平委員長 ただいまから総務経済委員会を開会します。

本日は、13日の本会議において、本委員会に付託されました第130号議案、第138号議案、第141号議案及び第142号議案の4議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第130号議案 新城市作手担い手センターの設置及び管理に関する条例の廃止を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、作手担い手センターの廃止ですけども、廃止に至る経緯と廃止後の措置、お願いします。

○竹下修平委員長 加藤作手総合支所長。

○加藤勝彦作手総合支所長 さきの議会ของときにも説明させていただきましたが、廃止の理由につきましては、新城市公共施設の個別施設計画の第1期において、施設の方向性として廃止に位置づけられ、老朽化が進んで立地条件や耐震性にも問題があって、利用も限定的であるため、必要な機能は移転し、建物は除去するというこゝで、令和7年度に除去の方針であることから、令和6年度末をもって用途を廃止するという目的というのが理由になります。

今後については、施設を解体というような形に持っていきたいんですけども、方法としては令和7年度除却の方針となっておりますが、市全体の優先度があるかと思しますので、跡地の利用の検討を含めて予算措置を考えていきたいと思っております。

なお、代替施設としては本会議質疑でお答えさせていただきましたが、つくで交流館を代替施設として位置づけております。

以上です。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 計画に基づいてということですけども、跡地利用と言いましたけども、あそこの土地は市有地でよろしいですか。

○竹下修平委員長 加藤作手総合支所長。

○加藤勝彦作手総合支所長 おっしゃるとおり、市の所有になっております。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 利用状況を確認させていただきまゝと、コロナ禍は除いて大体、定期的にといいか2月と6月とか、回数少ないですけど使ってます。これは鴨ヶ谷区の区会か何かをやられてたということなんでしょうか。

○竹下修平委員長 加藤作手総合支所長。

○加藤勝彦作手総合支所長 おっしゃるとおりの鴨ヶ谷区の常会になります。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 その代替が、つくで交流館ということで、施設的には代替ですけど、利便性はどういうふうな形なんでしょうか、鴨ヶ谷区とつくで交流館とのちょっと距離感があれなんですけど、その辺はどうですか。

○竹下修平委員長 加藤作手総合支所長。

○加藤勝彦作手総合支所長 今、鴨ヶ谷区の作手担い手センターから比べると、距離は遠くなりますが、おおむね2キロということになります。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 一応、確認といいか、市有地ですけど、かなり特定された場所といいか限定的な場所じゃないですか。あそこ甘泉寺があるんですけど、例えば、今後、そっちのほうにもらってもらうとかそういった話とかも、まだ全然何もしてない状態、だから、市としては、そうやってやってくれると一番ありがたいんではないかなと思うんですけど。

○竹下修平委員長 加藤作手総合支所長。

○加藤勝彦作手総合支所長 今、委員からも

ありましたが、隣接するところに寺院がある
というところで、今後利用については、そち
らと相談しながら、跡地利用というところも
1つ考えていかなければいけないかなとは思
っております。

以上です。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありません
か。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第130号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべ
きものと決定しました。

次に、第138号議案 市有財産の無償譲渡
を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 これ、消防団の器具庫とい
うことだったんですけど、最近、消防団の再
編等もあったかもしれませんが、使って
なかったということでしょうか。

ということと、もう一つ、土地の所有はど
うなっているのかを確認します。

○竹下修平委員長 野澤資産管理課長。

○野澤尚史資産管理課長 旧消防器具庫につ
きましては、消防団としては使用をしており
ませんでしたが、その後、地元の引地区で、
目的外使用で防災倉庫として使用してしま
した。

なお、土地については、地元の方の土地と
なります。市の土地ではなく民地となります。

以上です。

○竹下修平委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 これは建物の話ですけども、
その土地の所有者は了解してるということで
よろしいですか。

○竹下修平委員長 野澤資産管理課長。

○野澤尚史資産管理課長 地元の方で了承さ
れております。

以上です。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 土地は民地ということだ
けど、了承されてるって口約束ですか。将来
的に、世代が代わっていくとまたどうなるか
分かりませんが、その辺の土地のことを
はっきりしておかないと、現状書類上で何か
交わされてるんですか。

○竹下修平委員長 野澤資産管理課長。

○野澤尚史資産管理課長 建物の所有権とい
うか管理する方が変わりますので、その後は、
引地区と土地の所有者で契約等をするとい
っております。

以上です。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 契約をされるということら
しいというか、そこら辺は確認されてない
ということですけども、しっかりと無償貸与な
のか、無償なのかよく分かりませんが、そ
の辺の文書、しっかりと交わすように指導を、
後々問題とならないような形、あるいは防災
倉庫が、将来、老朽化して建て替えるとい
うようなときにまた再燃しかねませんので、そ
の辺についてはしっかりと指導してあげて、
将来に残さないようにしていただきたいと思
うんですけど、その辺いかがですか。

○竹下修平委員長 野澤資産管理課長。

○野澤尚史資産管理課長 消防本部が、先に
協議をしておるときにその旨も伝えてあり
ますが、再度、普通財産として資産管理課から

地元へ引渡しするときに、内容を確認、周知等させていただきます。

以上です。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 払下げをするということなんですが、固定資産税は、今度は課税をするのかしないのか、その辺ちょっと確認します。

○竹下修平委員長 野澤資産管理課長。

○野澤尚史資産管理課長 建物は固定資産税の対象にはなりますが、公的な使い方になりますので、譲渡するときに、地元から免除の書類等を提出していただいて、税務課で手続をする運びとなっております。

以上です。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 そうしますと、土地を引地区が借りるということなんですが、今度、地主の方にも当然課税がされるということなんですが、不課税という制度がありますよね、本市の第37条だか何かであったと思うんですが、それを適用してやれば、地権者、地主の方の税金はかからない、それで引地区とその地権者の方の間が無償で貸せるということにした契約にすれば不課税になるんだけど、その辺はちゃんと指導しておいていただけるということでもいいんでしょうか。

○竹下修平委員長 野澤資産管理課長。

○野澤尚史資産管理課長 すいません。私が税のほう詳しくないので申し訳ないんですが、ただ、地元等の負担については、今現在と、金額、税金の免除で負担等増えることはない状況となります。

以上です。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 地元の方って、多分、今までは消防器具庫として使っていたので、市がその方の土地をお借りしてみえたと。それで、市が普通物件にして、それを地元へ払下げをするということなんだけど、そうすると、今度は、地権者に対しては、通常、課税される

んですよ、そうなる。それを不課税になるという制度があるんですが、それを適用したような指導をしたほうがいいと思うんですが。

○竹下修平委員長 佐藤総務部長。

○佐藤浩章総務部長 税務課のことですので、私がお答えさせていただきますが、新城市税条例第71条の2の中に、固定資産税の課税免除というのがあります。課税免除ですので、申請していただいて、市側が公共的に使ってるよということであれば、土地及び建物、いずれも課税免除という手続を取りますので、今回の場合ですと、引地区が区のために使うということですので、まず建物は課税免除になります。

その下の土地についても、無償で引地区が借りていれば、課税免除になりますが、仮に引地区が賃借料ということで土地代を払えば固定資産税は課税になりますので、その辺は、多分その防災倉庫の隣に市の引地公民館が建っておって、それに隣接してる場所ですので、そこも無償でやってると思いますので、そのまま手続を取っていただいて、課税免除になる流れになると思います。

以上です。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 今、部長がおっしゃられたようなことを手続してあげないと、せっかく気持ちよくやってたのが、今度、課税だよということもいけないと思うので、ちょっとその辺を含めて調整をしてやってください。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第138号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第141号議案 新城市学童農園山びこの丘及び新城市鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 ちなみに、指定をするにいろいろ聞き取りをしたり、審査をして点数を入れたりということですが、これについて、例えば山びこの丘とゆ〜ゆ〜ありいのはどのくらいの時間を要してきたのか、ちょっと確認したいと思います。

○竹下修平委員長 指定管理までの審査にかけた時間ということですかね。

細かな数字はあれですけど、大体のところでいいですかね。審査会の回数掛ける会議時間程度でいいと思います。

請井鳳来総合支所地域課長。

○請井貴永鳳来総合支所地域課長 ちょっと具体的に何分とか何時間というとなかなかちょっと言えないんですけども、指定管理の選定審議会というものが2回ございまして、まず1回目ですが、そちらにつきましては、審査項目とか、審査の基本的な考え方、その辺を協議して決定したと。その中で書類審査、いわゆる提出された提案書につきまして、中身を確認しながら、こういうことを聞くとか、専門家の詳しい方はここを確認してくださいという協議をしました。おおむね2時間ぐらいだったかなと思うんで、ちょっとはつきりいたしませんのでちょっと分かりません。

第2回が、いわゆるプレゼンテーションに

なります。プレゼンテーションはその提案書に基づきまして、応募者がプレゼンテーションを行います。その後、各委員が質疑を行いまして採点をするという格好で、おおむね半日、2時間程度とか3時間程度かちょっと不明ですが、半日をかけて行ったと記憶しております。

以上です。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 実は、いただいた資料を見ますと、今おっしゃられたこと、9月27日に実施方法についてやっています。そして、プレゼンを10月15日、市長への答申が11月18日ということで、今おっしゃられたように、2時間、2時間は分かりました。が、実は、この案件以外の案件は全て同じ日なんですね、これ、分かります。今回やってる指定管理をするに、全てが9月27日の選定で、プレゼンが10月15日なんです。2時間ずつやってると、いいですか。午前午後で2か所しかできないんだけど、なぜこんなたくさんできるんですかということなんです。

だから、不可思議なんですよ。しっかりと調整がされていない、見ていない、やっていないということが出てくるんです。これ今、うちの付託された議案は2つだけなんですよ、ここともつくる新城なんです。だけど、もう一方の委員会のほうもありますよね、同じように。全部同じ日なんですよ、これ。

だから、特に、ゆ〜ゆ〜ありいなあたりは非常に難しい問題も含めていれば、そう簡単にはできないと思う。

そして、この点数の付け方も何か曖昧で。

○竹下修平委員長 請井鳳来総合支所地域課長。

○請井貴永鳳来総合支所地域課長 今回、経済部門の審査につきまして、午前中に、山びこの丘とゆ〜ゆ〜ありいな、午後から、道の駅もつくる新城。ということで、そこで全部やったのではなかったかと記憶しております

が、ちょっと確認いたします。

○竹下修平委員長 佐藤総務部長。

○佐藤浩章総務部長 先ほど、委員言われた9月25日午後1時半から、指定管理者の選定審議会を開催しております。このときは、概要は福祉分野ということでしんしろ福祉会館から生きがいセンターまでについてやっております。

日を改めて、次に9月27日に産業分野ということでこれも午後1時30分から、今回案件のゆ〜ゆ〜ありいな、学童農園山びこの丘、その後もつくる新城と、この日2件の、審議会どういった感じで進めていくかという内容をやっておりますので、その後、また日を改めてプレゼンやっておりますので、同じ日に全部やったというわけではないかと思いますが、お願いいたします。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 資料を見た感じでは、もくせいの家も点数が載ってるので、これちょっとよその部署だと言われればそうなんですが、西部福祉館も載ってます。

ですので、これ同じ日みたいな気がしたんだけど、そうではないということなんだけど、例えば、ゆ〜ゆ〜ありいなと山びこの丘という大きなことをしようということ、それから、後の議案だから今言うなって言えばそれまでなんですが、もつくる新城についても当然大きな課題の部分もあるということです、比較的、今、言うように2時間、2時間で本当に済むのかどうかというところが、どうもしっくりとしないんですね。

特に、本会議質疑にもあったように、ゆ〜ゆ〜ありいなについてはいろんな問題があった中であるので、プレゼンテーションをしていただいた業者さんもそれなりにしっかりしたお考えを持ってきてると思うんですが、最後に、審査点数を140点満点で点数掛ける5倍だとか0.1だとかゼロだとかいうのがありますが、それだけに特化していないのかなと

いうことがちょっと苦になったんです。

ですので、お聞きするんです。

○竹下修平委員長 加藤産業振興部長。

○加藤宏信産業振興部長 委員がおっしゃられたように、時間的に各施設2時間なんですけども、事前に資料は、委員の方にお渡しして見といていただいて、もつくる新城とゆ〜ゆ〜ありいなですと10月15日に審査、審議をしていただいたとなっております。

以上です。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ではそこで、例えば10月15日はプレゼンテーションですし、9月27日は選定方法で、中身の確認と言われました。

ですので、確認されて、どういったお話、意見が出て、それに対してどういうようにするかというようなことについての当時の議事、議事録はあるのかないのかちょっと不明確なんです、その辺がどういう質問が出て、どういうように相手の方が答えたのか。

それから、資料の確認する中でどういった質問が出たのか、その辺はお分かりでしょうか。

○竹下修平委員長 加藤産業振興部長。

○加藤宏信産業振興部長 申し訳ございません。手元に資料がないので、ちょっと内容については分かりかねます。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 手元になかったら持ってきてください。特に重要なことなので、こういうことはしっかりしておかないといけないし、前もそうだったから、少しあれだよねという考えはないと思うけども、その辺は、恐らく意見も何も出ないということはないと思うんです、こういった問題がある以上は。

〔不規則発言あり〕

○竹下修平委員長 佐藤総務部長。

○佐藤浩章総務部長 私も委員でしたが、議事録はあります。データとしてはありますので、かいつまんで説明させていただきますと、

まず、形態としてどういう集客をしていくかということとか、あとコロナ禍でかなり落ち込んだけど、そこをどうやって戻していくのかとか、あとはかなり老朽化が進んでおる施設です。そこをどうやって事業者として努力していつてくれるのかとかですね。あと、地元の団体とのコラボとかそういったこともできるのかとか、あと経費の縮減策ということが資料の中にあったものですから、どんなことで縮減策をやっていきますとか、あと山びこの丘ですと、宿泊施設ですので、学校単位で合宿とかそういうのをどうやって企業努力で集客、静岡方面とかのお客さんとかを取り込んでいきますかというところが、おおむね聞かれておったのではないかと、資料ではそうっておりますが、そんなところです。

以上です。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 というと、かなりの項目の質疑をされたという理解でいいですね。

それで、応募された事業者さんもそれなりにお答えをされたと。

○竹下修平委員長 佐藤総務部長。

○佐藤浩章総務部長 時間は、30分以内でプレゼンをしていただいて、その後、質疑応答で同時間30分ぐらい時間取ってありましたので、時間いっぱい、質問に対してそれぞれ事業者さんからお答えはいただいております。

以上です。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 それは、委託をする本市としては質疑に対してお答えされたことが具現化できるという自信を持って、それぞれ採点をし、点数を最後に入れて、結果として、そういった事業者に対してお願いをするということになったということの理解でいいですね。

○竹下修平委員長 佐藤総務部長。

○佐藤浩章総務部長 明確な回答がなければ、そこはマイナスつけますし、それなりの、具

現化できるなという回答であれば、そういった項目ではいい点数をつけたのではないかなと、委員さん大勢いますので、と思います。

以上です。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 1,400点満点をそれぞれしていつて、トータルで、こういった事業については、採点基準を、例えば、90%で合格にしようとかいうのはないんですか。例えば、ゆ〜ゆ〜ありいなだと1,020.20点ですよ、トータル点が、それで、もつくる新城だと1,100点なんだけど、設問項目はほとんど同じと理解をします。

それで、本来であれば、最高何点以上を必要とするという、一応内規はないんですよ。例えば、A B C Dで皆さんゼロということはないんですが0.1点というところへ全部いつてしまえば、すごい低い点数でもオーケーだよということになるんですが、内々的な合格点という制度は持っていないんですよ。

○竹下修平委員長 佐藤総務部長。

○佐藤浩章総務部長 1,400点満点中1,000点がボーダーラインで、1,000点満たなかったら1位でもアウト、通らないという基準だったと思います。

〔不規則発言あり〕

○佐藤浩章総務部長 すいません。もう一回確認しますので、お待ちください。

〔不規則発言あり〕

○竹下修平委員長 佐藤総務部長。

○佐藤浩章総務部長 訂正させてください。

7割ですので、980点がボーダーラインで定めております。

以上です。

〔不規則発言あり〕

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありますか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 今のと関連してですけども、それを聞いたかったんですよ、福祉系は点数は200の7人で1,400点満点だけど、一方は

700点以上だと。700点以上をもって書いてあったけど、こっちのは、今そういう点数、報告書には書いてないけど、内規でそういうふうになったというのもよく分からんけど、何か矛盾、その審査の仕方が一方は700点以上、要するに半分以上はあればオーケー、一方は今7割とかいって、あれ、何か基準が違うのかなと思ったんですけども、そういうやり方なんですか。

○竹下修平委員長 佐藤総務部長。

○佐藤浩章総務部長 申し訳ありません。ちょっとお時間いただいて調べさせてください。

○竹下修平委員長 結構、時間かかりそうですね。

〔不規則発言あり〕

○竹下修平委員長 暫時休憩としたいと思います。

休 憩 午前9時33分

再 開 午前9時53分

○竹下修平委員長 それでは、委員会を再開します。

答弁を求めます。

佐藤総務部長。

○佐藤浩章総務部長 申し訳ございませんでした。

まず、1点訂正です。先ほどの7割で980点というのは間違いでしたので、訂正させていただきます。

指定管理者候補者選定要領というのがございまして、これに基づいて、1次審査で書類審査をして、2次審査でプレゼンテーション及びヒアリングを行います。プレゼンテーションは30分、ヒアリング20分で、それぞれ委員さんがまとめるのが10分ということで、1つの団体で60分使っております。

その点数については、評価基準というのを

設けて、それぞれ評価項目があったかと思えます。審査項目が、例えば、施設管理に関する基本的な考え方とか運営管理計画とか維持管理の計画、そういった項目に沿って評価をしていくわけで、評価基準がAからEまであって、それぞれ効果が期待できるとか、水準に達していないということでAからEまで、それぞれの各項目の配点掛ける、Aであれば、100%ですので10点の配点のところでは10点つきます。Eをつけると零点ですので、その項目は零点になります。

というのを、それぞれ審査項目ごとに行っていて、積み上げたものを、1人当たりの持ち点は200点ですので、その内100点を合計点が下回ったときは、候補者としません。かつ、100点以上であっても、各項目の中にEの評価が1つでもあった場合は候補者としませんということで、全体を足して、7人の評価で行って、合計1,400点中、今回は1,020点でしたという基準でやっております。

今回、今、申し上げたのが山びこの丘、ゆ〜ゆ〜ありいなので、別の委員会で行う福祉分野についても、福祉分野の部分、これまで任意指定ですとプレゼンには行っていませんでした。そのまま任意指定でプレゼンも行わずに指定をしておったんですが、そもそもプレゼンとか資料を提出して、プレゼンを行わないと、判断基準がどこにあったのかということで明確ではなかったのが、今回から初めて任意指定でもプレゼンを行うことにしました。さらに採点もしております。

今、言った基準のところは、こちらの場合と一緒に。100点とE評価が1個以上あったら駄目というのは、同じ審査基準でやっておって、評価審査表の項目がそれぞれ違うということになりますね。もつくる新城ですと利益を上げてくださいよという施設ですし、その他福祉施設ですと、利益を上げる施設ではないのでそれぞれ配点も変えてますし、評価項目も多少違うところもありますので、そ

ういったところで実施しております。

こんなことでよろしかったでしょうか、お願いいたします。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かりましたし、1人100点以上ということは、最低700点以上ということで、福祉系の700点と一致するということで分かりました。

今回、この件は応募が2団体ということで、もう1団体はプライバシーとか企業秘密で公表できないということでしたけども、このビルホゼングループが1,020.2点で、次点は何点でしたでしょうか。

○竹下修平委員長 点数は答えて問題ないものですか。どこまでが匿名。いいですか。

佐藤総務部長。

○佐藤浩章総務部長 991.25点です。

以上です。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 990点、そう差はなかったということが分かりました。

では、ビルホゼングループの1,020点で、7人の方が点数をつけたわけですけども、1番高い点数の方と1番低い点数の方の差は幾つですか。

○竹下修平委員長 佐藤総務部長。

○佐藤浩章総務部長 委員の名前が市のホームページに出ますので、それぞれ、この人がというのは出せませんが、その点数も公表してないので、それぞれAをつけた人が何人いたか、Bをつけた人がその項目で何人いたかというのは、そういう形で集計しておるものですから、そこまでちょっとお答えできないのが現状です。申し訳ありません。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 どの程度、評価が違ったのか確認したかったんですけど、それはいいです。

それと、今回、山びこの丘とゆ〜ゆ〜ありいなという2つの施設ですけども、ちょっと

施設としては、一方は宿泊機能を伴う食堂とかそういう機能、もう一方はプール、温泉という娯楽施設、ちょっと施設の設置の目的が違ような施設を1つの評価、要するにこの評価表を見ると、同じ評価表で評価してしまうわけですね。

その辺の、これまではそういうやり方だったかもしれませんが、やっぱり施設が違う以上ちょっと施設ごとに目的や運営方法、管理方法も違うんじゃないかと思うんですけど、その辺を一緒にして評価してしまうということで、一方の施設が評価高いけど一方の評価によって違うのかよく分かりませんが、その辺の考え方は、私が思うだけで別に皆さん不思議に思わなければそれでいいんですけど。

今回、特に、ゆ〜ゆ〜ありいなの方は、御存じのように温泉プールと言いながら温泉ではなかったりとか、指の切断事故があったりとかそういう事案があった施設です。指の切断については、利用客の不可抗力部分がありますけども、温水プールについては、温水を入れてないプールということをその施設の管理者が自覚して市側に届けたにもかかわらず、市側がそれを放置したという、結果としてああいう新聞紙上をにぎわせてしまったわけです。

それで、管理者が行政に届けてから、その答えが返ってこずにずっと営業してたということも、私は管理者として不適切だと思いますよね。こういう問題がありますよ、これまですいませんといったときに、市側から返事もありませんずっとしばらく放置して、そのまま温泉プールのままにした。

こういう面で、事故のこともありましたけども、管理運営体制等維持管理、特に安全面ですよね。維持管理計画の保安警備計画ですとか、管理運営のそういった部分でも、体制について、ヒアリングもそうですし、そのときに、審査委員からその点についての問題点

だとか、ちゃんとそういう指摘をされて質問して、改善点についてこういうふうにしていくというようなちゃんとチェックがされておったのか。

そのほか、ヒアリングについてどういった審査が行われたか、そういう問題が起こった施設ですから、特にその辺には十分配慮すべきだと思うんですけども、そういうことについてのチェック、審査はどうだったんでしょう。

○竹下修平委員長 佐藤総務部長。

○佐藤浩章総務部長 そういったことは、直接、質問等はしておりませんが、実際、募集する段階で、ある程度、例えばプールの監視員を今より増やして考えておったりとか、そういったところは考えておりますので、募集の段階で。監視的なところはそこで市のほうである程度補足しておりました。

ただ、先ほど言われた市から返答がないのに営業しとったかというところは、実際、そのプレゼンで、お相手の企業さんにコンプライアンス意識をしっかりと持っているとか、そういったところは実際、質問は出ておりませんが、相手方からの資料の中にその辺のことは書いてあったのかなと思います。

以上です。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 その辺が重要だったと思うし、当然、二度とないとは思いますが、その辺の意識をしっかりとしないと、なあなあで来てしまうような気がしたもんですからちょっとその辺の体制心配してました。

監視員を増やすのは当然で、それで安全、防げるかどうか分からんけど、施設運営の設備のチェックも常日頃ということ。それから、温泉も入れてないのにというやつはもってのほかだし、それを気づいたにもかかわらず放置してたというその指定管理者側の問題意識の低さについても、やっぱり具体的にそういうことをしてきて、このコンプライアンスに

対してしっかりやるということがやっぱり言うべきではなかったのかなと思いますけど、結果としてこういうふう継続してきてますので、特に、市側も十分了知をしてるということですよとしますけども、5年から3年になったんだっけ、5年から3年になったということで、3年間はとにかくしっかりとそういったことも含めて、運営協議会を通じてしっかりと指定管理者を指導、監督するということをしっかりやってもらわないと、運営協議会自体もなあなあになってしまいますし、ちゃんと物の言える人がいて、しっかりやっていただくような体制を今後取っていく気構えがあるのかどうか、その辺だけ確認します。

○竹下修平委員長 加藤産業振興部長。

○加藤宏信産業振興部長 今、委員おっしゃられたように、指定管理者としても意識を高めていただいて、特に運営協議会を開催させていただいてるので、そちらでしっかり審議、審査をしていきます。

以上です。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 よろしくをお願いします。

これまでもずっと運営協議会やられてたと思うんですけども、その温泉プールの問題はその協議会の場で1回も話題にならなかったのか、それも不思議でしょうがなかったんですけど、何年も放置されてたということが実際にあったもんですから、形式上の運営協議会やってるだけでは駄目だよということを肝に銘じてしっかりやっていただきたいと思います。

これは意見ですので、以上です。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第141号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第142号議案 新城市もつくる新城の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 こちらも申請団体2団体ということで、1,101.25点と、次点は何点でしたでしょうか。

○竹下修平委員長 加藤産業振興部長。

○加藤宏信産業振興部長 次点は、751.25点です。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 大分差がついたということで、これどういった部分で差がついたというのは答えれるのかな。

何がそれだけの差がついたのか。1以下、6項目の審査項目の中でどういった点に差があったのか。

○竹下修平委員長 佐藤総務部長。

○佐藤浩章総務部長 1番は、審査項目の中で業務運営計画及び施設整備の維持管理計画というところが80点の点数あったんですけども、そこが半分ぐらいしか点数取れてませんので、大半の委員さんがC、Dの評価をされております。業務運営、人員配置的にそのプレゼンでやっていけるのかというところに疑問を呈した委員さんが多かったのかなと思います。

それと、もう1点、応募者の組織構成、事業実績等というところも全体20点中、ここは半分以下しか点数取れてません。ほとんどの

委員さんがCとDしかつけてませんので、組織として運営できない、できるのか、ちょっと疑義があるなというところの委員さんがほとんどだったというところで大きく差が開いたのではないかなと思います。

以上です。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 どういった業者が応募したのかあえて聞きませんが、差がついたということであれば、分かりました。

コロナ中を除いて、昨年度と比べて売上げが伸びたというような報告が確かありました。管理負担金、要するに利益の20%、納めていただいている金額がちょっとどういうふうに推移してきたのか。その辺、数字が分かれば。名鉄ミライトの利益の20%の管理負担金はどういうふうに推移しているのか。普通、売上げが伸びたけど、利益も伸びていれば負担金も増えるわけで、それがどういうふうに推移して、初年度の頃はかなり多かったんですけども、だんだんだんだん少なくなってきたような気がするんですけど、利益を圧縮してるのではないかと推測されるようなことをちゃんとチェックされてるのか、その辺はいかがですか。

○竹下修平委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 令和3年度からになりますけれども、令和3年度で232万円、令和4年度が267万円、令和5年度分として483万9千円となっております。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 私が見間違えたのか、えらい少ないなと感じる、480万円ということ、倍近く行ってるということで、数字は増えているということです、その辺が適正に伸びて、売上げに比例して伸びていれば問題ないかなと思います。

あと、経費の中に、本部経費だったかな、本部経費というのがあってそれがよく分からない経費で、本部などグループ全体の中で経

費ということをやっていると思うんですけども、その辺が不明瞭というか、何がそれだけ要るのかというそこら辺がミライトの会社の基準で収められているのか分かりませんが、その辺をもう少し明細なり、明確に本当に本部の必要な経費であるのかどうかというのをしっかりとチェックしていただいて、負担金をなるべく納めていく方法、あるいはこれで10年たったわけで、契約してしまうのかな、指定管理者なんだけど、納め方も利益の20%という操作、操作できたという表現は不適切かもしれませんけども、果たしてそれが正しかったのか。売上げの何%、純利益の何%ということを検討されたのか、その辺はいかがですか。

○竹下修平委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 今、純利益の20%という形で収めていただいておりますけれども、売上げの何%と決めてしまうと、やはり、やられる業者さんとしてはもうそのまますぐその分が差し引かれてしまうというイメージが強くなってしまいまして、そうするとサービスのほうに影響が出てしまうのではないかなと私も思っておりますので、やはり今、もつくる新城は、すごく従業員さんを多く使っているところになっております。人件費がかなりかかっていると言われてますが、それがサービスにつながっていると思っておりますので、そこをやはり今度削るようになってしまうとやっぱりお客さんに対するサービスが下がる、売上げが下がるということになってしまいますので、だからといって全て人を増やせばいいというわけではありませんけれども、その経費をかけながらも、売上げが伸びるような運営をしていただきたいと思います。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありますか。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 今の契約を結んだときには、名鉄レストランという名称で結んだんですよ

ね。それで、名鉄ミライトさんが2023年4月1日に設立をしてみえますので、そこで変更を入れてるんですよね、契約の変更は。公募したら名前変わってたよというだけではないんですよね、その辺。

○竹下修平委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 2023年度から、名鉄ミライトで契約をさせていただいております。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 そういう情報提供とか、あれで議会に報告はなかったんですよね。議会が、恐らく従前の経済建設委員会の中で承認をされて、こうなりましたよということで、議会全体が共有したわけなんだけど、名鉄レストランという法人が名鉄ミライトという法人に多分単純に変わっただけではないと思うんです。ああいった企業というのは、ばらばらにしておいて、個々の赤字をつくっておいてやるというのが手法ですので、最終的に連結計算を打ってというようなことやってますので、やはりそこで名鉄ミライトにこういうふうに変わりましたよという情報を議会に報告と同時に、当然、契約の変更もせざるを得なかったと思うんですが、その辺は、適切なルールに従ってやってみえたということなんですよ。

○竹下修平委員長 加藤産業振興部長。

○加藤宏信産業振興部長 担当課、担当部ではしておりますけど、ちょっとあんまり記憶にないんですけど、情報提供を委員会にかけたということは多分ないような気がするんですが、運営協議会のほうで、4月だったので2月のときに話があったかと思います。

〔不規則発言あり〕

○竹下修平委員長 加藤産業振興部長。

○加藤宏信産業振興部長 今、委員がおっしゃられたところは変更しております。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第142号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、総務経済委員会を閉会します。

閉 会 午前10時21分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務経済委員会委員長 竹下修平